

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

条文		規制内容	オルトートルイジン	三酸化ニアンチモン
安衛法	57～57の3	表示、文書の交付、リスクアセスメント	●（従来通り）	●（従来通り）
	88	計画の届出	● （安衛則別表第7第16号～第18号）	● （安衛則別表第7第18号）
特化則	2	定義	「特定第2類物質」	「管理第2類物質」
	2の2	適用除外（業務）	なし	● 樹脂等により固化された物を取り扱う業務
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備	●	×
	5	特定第2類や管理第2類物質に係る設備	●	●
	6～6の3	4・5条の適用除外等の手続き	●	●
	7	局排・プッシュブルの性能	● 抑制濃度1ppm	● 抑制濃度0.1mg/m ³
	8	局排・プッシュブルの稼働時の要件	●	●
	9	除じん	×	●
	12の2	ぼろ等の処理	●	●
	13～20	漏えいの防止（特定化学設備など）	●	×
	21	床の構造	●	●
	22、22の2	設備の改造等の作業	●	●
	23	退避等	●	×
	24	立入禁止措置	●	●
	25	容器等 堅固な容器	●	●
		容器等への表示と保管	●	●
		空容器の保管上の措置	●	●
		貯蔵場所の設備	×	×
	26	救護組織等	●	×
	27、28	作業主任者の選任、職務	●	●
	29～35	定期自主検査、点検、補修等	●	●（31条、34条は×）
	36	作業環境の測定	●	●
		実施	●	●
	36の2	記録の保存	●30年	●30年
		測定結果の評価と記録の保存	●30年	●30年
	36の3、36の4	管理濃度	1ppm	0.1mg/m ³
		評価の結果に基づく措置	●	●
	37	休憩室	●	●
	38	洗浄設備（改正内容は14p）	●	●
	38の2	喫煙、飲食の禁止	●	●
	38の3	掲示	●	●
	38の4	作業の記録と保存	●30年	●30年
	38の13	特別規定（旧38の13は38の12へ）		●
	39～40の3	健康診断 雇入れ、定期	●	●
		配転後	●	●
		記録の保存	●30年	●30年
	41	健康診断結果の報告	●	●
	42	緊急診断 特定化学物質	●	●
		特別有機溶剤等	×	×
	43～45	保護具（改正内容は13p）	●	●
	53	記録の報告	●	●